

令和2年度 鹿児島地方最低賃金審議会  
第4回 鹿児島地方最低賃金審議会議事録

開催日時	令和2年8月25日(火) 9時55分～11時5分	
開催場所	鹿児島合同庁舎第2会議室	
出席者	公益代表委員 (5名)	石塚孔信 竹中啓之 松枝千鶴 山口政幸 山本晃正(敬称略)
	労働者代表委員 (5名)	大木順子 喜納浩信 新内親典 日高実禎 三浦辰男(敬称略)
	使用者代表委員 (5名)	岩重昌勝 岩元義弘 内道雄 濱上剛一郎 森山麗子(敬称略)
	事務局 (5名)	小林労働局長 田之上総括政策調整官 笹川労働基準部長 平松賃金室長 壺屋賃金室長補佐
議題	1 鹿児島県最低賃金の改正決定(答申)に対する異議申出について 2 鹿児島県最低賃金専門部会の廃止について 3 令和2年度産業別最低賃金の改正決定の必要性の有無について 4 令和2年度産業別最低賃金の改正決定について 5 令和2年度産業別最低賃金に係る専門部会の運営について 6 その他	
配付資料	1 令和2年度地域別最低賃金の審議・決定状況 2 異議申出書(写) 3 専門部会審議経過本審報告書(部会長) 4 運営小委員会報告(写)、運営小委員会における労使の主な主張 (1) 自動車(新車)小売業 (2) 電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業 5 令和2年度最低賃金基礎調査結果(労働者数復元、事業所数復元) 最低賃金引上げ額・率と影響率の関係表及び総括表 (1) 自動車(新車)小売業 (2) 電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業 6 鹿児島県産業別最低賃金の改定状況の推移 (1) 自動車(新車)小売業 (2) 電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業 7 令和2年度産業別最低賃金決定状況(全国・ランク別) (1) 自動車(新車)小売業 (2) 電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	

○ 石塚会長

皆さん、おはようございます。今日もお忙しいところにお集まりいただき、どうもありがとうございます。今日も皆さんの建設的なご議論で進めていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、ただ今から、第4回鹿児島地方最低賃金審議会を開催いたします。まず、本審議会の成立につきまして、事務局の方からご報告をお願いします。

○ 平松賃金室長

それでは、報告いたします。本日も先ほども申し上げましたが、すべての委員お揃いでございますので、もちろん、定足数を満たしております、有効に成立しておりますことをご報告いたします。

○ 石塚会長

どうもありがとうございました。本審議会は有効に成立しているということですので、さっそく議題の方に入っていきたいと思います。最初の議題は、「鹿児島県最低賃金改正決定（答申）に対する異議申出について」ということです。事務局の方からご説明をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

○ 平松賃金室長

それでは、異議申出に係る経過と今後の流れ等について、ご説明いたします。

ご承知のとおり、鹿児島県最低賃金の改正につきましては、鹿児島地方最低賃金審議会および県最賃専門部会のご審議を経まして、8月7日にご答申をいただきましたが、その後、法令に従いまして、鹿児島合同庁舎労働局前の掲示板に「答申内容に異議がある者は、その申出書を8月24日、昨日までに提出いただくよう」公示を行ったところでございます。

このような経過を経まして、お手元の資料番号2にございますとおり、8月21日に、鹿児島県労働組合総連合、鹿児島県県医療労働組合連合会、コープかごしま労働組合、鹿児島県自治体関連労働組合総連合会、及び全国自動車交通労働組合総連合会鹿児島地方連合会から異議申出書が提出されております。異議申出がなされた場合には、最低賃金法第11条の規定によりまして、「その申出について、最低賃金審議会に意見を求めなければならない。」と規定されております。したがって、この後、鹿児島労働局長の方から異議申出に係る諮問をさせていただきますので、ご審議のうえ、会長からご答申をいただくという流れになります。どうぞよろしく願いいたします。

○ 石塚会長

どうもありがとうございました。事務局から、異議申出の経過と今後の流れについて、説明がございましたが、何かご質問、ご意見等はございますか。よろしいでしょうか。

(質疑、意見なし)

○ 石塚会長

それでは、局長から異議申出に係る諮問をお願いします。

諮問文の写しが机に配付してありますので、ご覧いただきたいと思います。

○ 小林労働局長

それでは、諮問させていただきます。

鹿 労 発 基 0 8 2 5 第 1 号  
令 和 2 年 8 月 2 5 日

鹿児島地方最低賃金審議会

会長 石塚孔信 殿

鹿児島労働局長

小林 剛

最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について(諮問)  
標記について、鹿児島県労働組合総連合、鹿児島県県医療労働組合連合会、コープかごしま労働

組合、鹿児島県自治体関連労働組合総連合及び全国自動車交通労働組合総連合会から、別添のとおり最低賃金法第11条第2項に基づく異議の申出があったので、貴審議会の意見を求める。

よろしく申し上げます。

○ 石塚会長

ただ今、諮問を受けましたので、異議申出の内容につきまして審議したいと思いますが、まず、事務局より、異議申出の内容等について、ご説明をお願いします。よろしくお願い致します。

○ 壺屋室長補佐

異議申出書につきましては、お手元の資料2にその写しをお付けしております。詳細につきましては、そちらを御覧いただきたいと思いますが、まず、当該異議申出につきましては、5件とも全て、異議申出期間内の8月21日までの申出であること、当該異議申出者は、当該意見に係る最低賃金の決定によって直接利害関係を生ずる個々の労働者を主たる構成員とする団体であることなどから異議申出者等の要件を満たしていると認められます。

次に異議申出の内容についてです。まず初めに、鹿児島県労働組合総連合から提出されたものについては、「本年の鹿児島県の最低賃金額を、時間額793円とすることは不服であること。本年の鹿児島県の最低賃金額を、生計維持にふさわしい額に引き上げること。」を求めるものであって、異議申出の内容が明確である。また、1日8時間、1週40時間働いても、憲法25条で保障された健康で文化的な最低限の暮らしが実現する水準には届いていないことなどを異議申出の内容として挙げております。

次に、鹿児島県医療労働組合連合会から提出されたものにつきましては、「鹿児島県の最低賃金額を3円引き上げ793円としたことは、不服で、最低生計費の視点にたつて、再審議し上積みを行うこと」を求めるものであって、異議申出の内容が明確である。また、「非正規雇用労働者の多くが最低賃金並みの賃金水準で働かざるをえない状況にあり、生活水準の向上は到底望めないこと」などを異議申出の内容として挙げております。

そして、3番目、コープかごしま労働組合から提出されたものでございますが、「本年の鹿児島県の最低賃金額を、時間額793円とすることは不服であること。本年の鹿児島県の最低賃金額を、時間額1,000円以上とすること。2020年までに、政労使合意である時給800円を達成すること」を求めるものであって、異議申出の内容が明確である。また、「改定額793円は、憲法25条が保障する健康で文化的な生活さえできない水準であること」などを異議申出の内容として挙げております。

以下2つの団体から異議申立書が出ておりますが、内容的にはほぼ一緒の内容になりますので、省略させていただきたいと思っております。5つの団体の異議申立書の内容につきましては、確認をお願い致します。

○ 石塚会長

どうもありがとうございました。ただいま、お手元の資料2についてご説明していただきましたが、意見をお述べいただく前に、15分程度じっくりお読みいただいて内容をご確認した後に、審議を続けていきたいと思っております。

公益委員は、その間、別室で協議を行いますので、その間にどうぞ資料2をお読みください。

なので、10時20分から再開ということにいたしたいと思います。その間に、皆さん、今ご説明があったお手元の資料2を十分に読んでいただいて、ご意見を言っていただければと思います。では、よろしくお願いします。

(各自、異議申出書を確認。公益委員は別室で協議)

○ 石塚会長

それでは、再開いたします。皆さん、熟読していただいたと思いますので、異議申出に係る審議を再開いたします。専門部会における審議状況については、8月7日の第3回本審の際に、竹中部会長代理から報告いただいておりますが、異議の申出がなされましたので、改めて、これまでの本審及び専門部会の調査審議の状況を事務局の方からご説明いただきたいと思います。よろしくお願いします。

○ 壺屋室長補佐

本審、専門部会での調査審議状況につきまして、ご説明いたします。お手元の資料3に、8月7日開催の第3回本審で資料として添付いたしました専門部会審議経過の部会長報告を再度添付させていただきましたので、詳しい内容は、ご覧いただきたいと思います。第1回本審を7月7日に開催し、本年度の県最低賃金改定に係る諮問を行わせていただき、その後、7月28日に第2回本審が開催され、中賃による目安答申が伝達され、専門部会は8月4日から8月7日まで計3回に亘って開催し、改正審議が行われました。

専門部会での労使の主張につきましては、資料3の審議経過をご覧いただきたいと思います。

このような経過を踏まえて、全会一致に向けて慎重かつ熱心な審議を重ねてきましたが、双方の考え方に開きがあり、金額の一致に至らなかったため、公益委員見解を示した上で、現行最低賃金790円を3円引上げて793円にする案を示し、採決した結果、賛成5名、反対3名となり、公益委員案が専門部会の意見として取りまとめられ、同日開催の第3回本審に報告されました。

その後、第3回本審において、改めて専門部会報告書のとおり決定してよろしいか諮ったところ、「異議あり」ということでしたので採決した結果、多数決により、賛成多数で、専門部会報告書のとおり結論に達したところでございます。

以上のように、本年度も長時間、かつ慎重な審議を経て、本年度の答申をいただいたという経過でございます。

○ 石塚会長

どうも、ありがとうございました。ただ今、事務局から本年度の本審、専門部会での審議経過等を説明していただきましたが、これらも踏まえて、今皆さんのお手元にございます異議申出の内容に対するご意見等がございましたら、ご発言いただきたいと思います。何かございませんでしょうか。

○ 新内委員

今年の異議の申出を読ませていただきました。この異議の内容については、労側としては、我々の考えとほぼ一緒、具体的な生計費の水準とかは若干違いますが、考え方そのものは、全くその通

りだなと思っております。しかしながら、異議申出に書かれている内容につきましては、労側はほぼ主張してきたと思っています。ただ、今年に関しては、コロナの関係でコロナの影響をどうみるかというところに大きなウェイトがさかれたと思いますが、我々が主張してきた中身と一緒に、その中で、おそらく今年はじめ、中賃の目安の中に地域間格差の是正というものが入りました。それで、今年の鹿児島県の審議会の公益見解の中にも格差是正という言葉が入っております。これで、金額的に十分かと言われれば、まだまだ、格差是正のために進んでいかないといけないと思っておりますが、現時点では、全て議論をした上で、公益見解が出たと我々は思っておりますので、今年に限っては、異議を認める理由にはならないのかなというふうに思っております。

ただ1点、最初の全労連さんの福丸さんからでた申立ての中で、5ページの(6)の中で、「密室審議の中で出された答申であり、公開の場で堂々と再審議すべき」という項目があります。その一番下から4行目、「なお、その年度の最初の専門部会の冒頭で公開・非公開の審議をしますが」というふうになっていますが、ここについては、我々も審議会の1メンバーとして、疑問を持たれるような決定のあり方というのは、やはり変えるべきものは、変えた方がいいのかなと思っておりますので、それぞれ別に、私も専門部会の公開・非公開が、公益から圧力がかかったとは、何も思っておりませんが、その場にいない人達に誤解を与えるようなことは、やめることがあってもいいのかな、公開にしろということでは全くありませんし、今年はどうしますかというような問いかけをする方が、変な誤解を招かないことになるのかな、そういうところは、労側としても気を付けていきたいと思っております。

結論は、さっき言いました。異議を認める必要はないと思っています。以上です。

#### ○ 石塚会長

どうもありがとうございました。最後言われたところは、私も読んで気にはなっていたのですが、問いかけとしては、これどうされますかということを一応前提に話をして、結果、こういう形になったら、去年もこうやっていましたねとそういう意味でお話しているので、そこに何か誤解があれば、そういう誤解は取り除くような形でやっていければと思っています。それから、異議申し出の中身については、今、委員が言われたように、この専門部会等で十分に議論してきた内容とそんなに変わらないというところでもありますので、この異議申し出について、再度、また議論し直すということはないということだと思います。他に何かありませんか。

#### ○ 濱上委員

今、異議申し出の理由にあげられたようなことというのは、今もありましたように、この専門部会を通じて十分に議論してきたことだなというふうに思っております。それから、使用者側とすれば、色々思うところはありますが、十分に議論して、しかも、きちんとした手続きにのっとり、出された結論でございますので、再び、審議する必要はないというふうに思っております。以上です。

#### ○ 石塚会長

どうもありがとうございます。基本的には、労側のご意見と同じで、専門部会で十分な議論をした上で、こういう結論になったということで、再度、ここで、議論する必要はないということですが、他に何かご意見はよろしいですか。

(意見なし)

○ 石塚会長

それでは、この異議の申出につきましては、すでに十分調査審議済みであり、8月7日付で答申した原意見のとおり決定することが適当だということになるかと思えます。

それでは、お諮りいたします。本件、鹿児島県労働組合総連合他4団体の異議申出については、当審議会の結論としては、「すでに十分調査審議済みであり、8月7日付で答申した原意見のとおり決定することが適当である」としてよろしいですか。

(異議なし)

○ 石塚会長

どうもありがとうございます。

それでは、当審議会の結論は、「8月7日付け答申のとおり、決定することが適当である」ということにいたします。事務局が答申文を作成する間、5分程度休憩とします。

(休 憩)

(事務局は、答申文(写)を配布した。)

○ 石塚会長

それでは、再開いたします。

異議申出に関して諮問があったことに対する答申文を読み上げますので、局長は、前の方へおいでください。

令和2年8月25日

鹿児島労働局長

小林 剛 殿

鹿児島地方最低賃金審議会

会 長 石 塚 孔 信

当最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について(答申)

令和2年8月25日貴職から、8月7日付け鹿児島県最低賃金の改正決定に係る当審議会の意見に対する鹿児島県労働組合総連合、鹿児島県医療労働組合連合会、コープかごしま労働組合、鹿児島県自治体関連労働組合総連合及び自交総連鹿児島地方連合会からの異議申出について意見を求められたので、慎重に審議した結果、下記の結論に達したので答申する。

記

令和2年8月7日付け答申どおり決定することが適当である。

以上であります。

○ 小林労働局長

答申をいただきましたので、ここで挨拶申し上げたいと思います。

本日は、このように今年度の793円の最低賃金を決定することに至りましたこと、大変ありがたく思っております。この改定を受けまして、手続き的に申し上げれば、本日の決定を新たに公示し、公示後30日たった後に、発効という手続きになっております。官報への掲載は、9月3日を予定し、30日後10月3日を発行日と予定しているわけでありまして。今回、3円のアップということでありましてけれど、目安がない中での決定、労使各側、大変悩みながら、この結論に至ったのかなと思っております。昨年の29円アップに引き続き、全国的には、最高の金額ということで、2年連続の決定になったばかりです。ただ今回は、新型コロナウイルス感染症という中での決定であり、当然、事業継続、また雇用維持ということを前提としながらの決定になったかと思っております。10月になりますと、現状、雇用調整助成金などの制度も、今のところ、その期限を向かえるということであり、この引き上げによって、ようやく休業等で維持したものが、解雇・雇止めにならないように、関係労使がそれぞれご理解いただいた上で、速やかな引き上げということに期待したいと思います。影響度からすれば、だいたい6%で、約15,000人の方が、その引き上げの対象となる働く人だと思っております。これも主に、非正規でありますパート等の職員、働く方の賃金の関係だということであり、やはり、今の感染症に直面している、まさに、現場の働く方の条件改善だと思っております。鹿児島県の経済もこの感染症ということもありますけれど、この最低賃金のアップが、いわゆる、地域間格差としての、福岡に対する金額ベース、または、最高金額である東京との金額の格差という面では、東京では3円、福岡では2円ということで、格差が縮まったという結果になっております。今後の鹿児島県での人材育成または人材流出という点からも、具体的な引き上げについて、来年度以降も十分議論していただき、結果的に鹿児島県の経済の活性化に資するようになればいいかなと思っております。今後とも最低賃金のあり方について、引き続き、よろしくお願ひしたいと思います。私から感謝の気持ちということでお伝えし、挨拶に変えさせていただきます。

本日は、ありがとうございました。

○ 石塚会長

どうもありがとうございました。それでは、2番目の議題「鹿児島県最低賃金専門部会の廃止について」に入ります。事務局の方からご説明をお願いします。

○ 平松賃金室長

鹿児島県最低賃金専門部会は、7月7日の県最賃改正の諮問を受けて設けられ、計3回に亘り開催して、8月7日の第3回本審で部会報告を行い、採決の上、会長の方から答申が行われたところでございます。その答申について異議申出がなされ、本日審議していただきました結果、「8月7日の答申どおり」という結論を先ほどいただいたため、県最賃専門部会としての役割が本日をもって終了したものとされます。最低賃金審議会令第6条第7項では「最低賃金専門部会は、その任務を終了したときは、審議会の議決により、これを廃止するものとする。」と規定されており、既にその任務を終了したと思われることから、本年度の鹿児島県最低賃金専門部会につきましては、本日をもって廃止してはどうかというご提案でございます。

よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

○ 石塚会長

ただ今、事務局の方から令和2年度鹿児島県最低賃金専門部会は、その任務を終えたことから、廃止してはどうかという提案がありましたが、廃止するというところでよろしいでしょうか。

(異議なし)

○ 石塚会長

どうもありがとうございます。

それでは、令和2年度鹿児島県最低賃金専門部会は、本日をもって廃止することといたします。

続きまして、3番目の議題「令和2年度産業別最低賃金の改正決定の必要性の有無について」の審議に入ります。これにつきましては、8月18日に開催されました運営小委員会で審議されております。それでは竹中委員長からご報告をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

○ 竹中運営小委員会委員長

産業別最低賃金の改正の申出は、自動車（新車）小売業及び電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業の2件について提出され、7月28日に開催された第2回本審の際に、鹿児島労働局長から改正決定の必要性の有無について諮問を受けております。このため、8月18日に運営小委員会を開催して、申出のあった2件の産業別最低賃金の改正決定の必要性の有無について、関係労使の方々を交えて審議いたしました。その結果、自動車（新車）小売業と電気部品製造業関係の2件については、全会一致で「改正決定の必要性あり」との結論になりました。

報告書の内容は、お手元の資料番号4の（1）及び（2）の報告書の写しのとおりとなっておりますので、ご覧ください。

それでは、その資料を読み上げます。まず、資料4の（1）です。

令和2年8月25日

鹿児島地方最低賃金審議会

会長 石塚 孔信 殿

鹿児島地方最低賃金審議会

運営小委員会

委員長 竹中 啓之

鹿児島県自動車（新車）小売業最低賃金の改正決定

の必要性の有無について（報告）

当小委員会は、令和2年7月28日鹿児島地方最低賃金審議会において付託された標記について、慎重に審議を重ねた結果、鹿児島県自動車（新車）小売業最低賃金について、改正決定することを必要と認めるとの結論に達したので報告する。

なお、本件の審議に当たった当小委員会の委員は、下記のとおりである。

記

公益代表委員 竹中 啓之 山口 政幸 山本 晃正



労働者代表委員 喜納 浩信 新内 親典 日高 実禎  
使用者代表委員 岩重 昌勝 内 道雄 濱上 剛一郎

続いて、資料4の(2)をご覧ください。資料2は、表題から読ませていただきます。

鹿児島県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信  
機械器具製造業最低賃金の改正決定の必要性の有無について(報告)

当小委員会は、令和2年7月28日鹿児島地方最低賃金審議会において付託された標記について、慎重に審議を重ねた結果、鹿児島県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金について、改正決定することを必要と認めるとの結論に達したので報告する。

以下は、先ほどと同じですので、省略させていただきます。

それでは、私から会長へ、報告書をお渡しします。

(報告書を石塚会長に手渡した。)

○ 竹中運営小委員会委員長

なお、運営小委員会の結論の報告とあわせて、運営小委員会の審議における労使各側の主な主張も報告することになっておりますが、労使の主な主張は、資料4の各報告書の次に添付されておりますので、説明を省略させていただきます。以上です。

○ 石塚会長

それでは、竹中委員長からのご報告を踏まえて、各産業別最低賃金の改正決定の必要性の有無について審議いたします。ただ今の報告につきまして、何かご質問、ご意見等はございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

(質疑なし)

○ 石塚会長

それでは、皆様にお諮りします。7月28日の第2回本審におきまして、鹿児島労働局長から諮問を受けた自動車(新車)小売業を始めとする2件の産業別最低賃金についての改正決定の必要性の有無につきましては、運営小委員会の結論を受けまして、当審議会においても、「自動車(新車)小売業と電気関係の産業別最低賃金については、改正決定の必要性あり」として、決定してよろしいでしょうか。

(異議なし)

○ 石塚会長

どうもありがとうございました。それでは、当審議会は運営小委員会における結論と同じ結論に決定いたしましたので、これより鹿児島労働局長に答申したいと思っておりますので、事務局は答申文を

準備してください。

(事務局は、答申文(写)を配付した。)

○ 石塚会長

それでは、答申文をお渡ししますので、局長は、前の方へよろしくお願い致します。

令和2年8月25日

鹿児島労働局長

小林 剛 殿

鹿児島地方最低賃金審議会

会長 石塚 孔信

鹿児島県自動車(新車)小売業最低賃金の改正決定の  
必要性の有無について(答申)

当審議会は、令和2年7月28日付けをもって最低賃金法第21条の規定に基づき貴職から諮問のあった鹿児島県自動車(新車)小売業に係る最低賃金の改正決定の必要性の有無について、慎重に審議した結果、鹿児島県自動車(新車)小売業最低賃金について改正決定することを必要と認めるとの結論に達したので答申する。

令和2年8月25日

鹿児島労働局長

小林 剛 殿

鹿児島地方最低賃金審議会

会長 石塚 孔信

鹿児島県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械  
器具製造業最低賃金の改正決定の必要性の有無について(答申)

当審議会は、令和2年7月28日付けをもって最低賃金法第21条の規定に基づき貴職から諮問のあった鹿児島県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業に係る最低賃金の改正決定の必要性の有無について、慎重に審議した結果、鹿児島県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金について改正決定することを必要と認めるとの結論に達したので答申する。

(答申文を局長に手渡した)

以上で、3番目の議題「令和2年度産業別最低賃金の改正決定の必要性の有無について」の審議を終了いたします。

続きまして、4番目の議題「令和2年度産業別最低賃金の改正決定について」です。

それでは、産業別最低賃金の改正決定について、諮問をお願いいたします。

(事務局は、諮問文(写)を配付した。)

○ 小林労働局長

ただ今、「自動車（新車）小売業」と「電気関係」の2件の産業別最低賃金の改正決定の必要性につきましては、「必要性あり」との答申をいただきましたので、早速ではございますが、これら2件について具体的な賃金の改正決定の諮問をさせていただきたいと思っております。

鹿勞発基 0825 第 2 号

令和 2 年 8 月 25 日

鹿児島地方最低賃金審議会

会長 石塚 孔信 殿

鹿児島労働局長

小林 剛

最低賃金の改正決定について（諮問）

最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）第 15 条第 2 項の規定に基づき、下記最低賃金の改正決定について、貴会の調査審議をお願いする。

記

鹿児島県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金（平成 20 年鹿児島労働局最低賃金公示第 4 号）

鹿児島県自動車（新車）小売業最低賃金（平成 20 年鹿児島労働局最低賃金公示第 2 号）

よろしく申し上げます。

○ 石塚会長

ただ今、自動車（新車）小売業と電気関係の2件の産業別最低賃金の改正決定について諮問を受けました。これら2件の審議を行うに際しましては、最低賃金法第25条第2項に基づいて、専門部会を設置することになります。本日の諮問を受けまして、今後は各専門部会での審議となりますので、よろしく願いいたします。

続きましては、議題5「令和2年度産業別最低賃金に係る専門部会の運営について」です。従来、産業別最低賃金の改正決定につきましては、全会一致を目指すべきものとされております。最低賃金審議会令第6条第5項を適用して、専門部会の決議が全会一致である場合は、その専門部会の決議をもって、本審の決議とするという取扱いをして参りました。今回諮問を受けました産業別最低賃金の改正につきましても、これまでと同様の取扱いをしたいと思っておりますが、よろしいですか。

（異議なし）

○ 石塚会長

ありがとうございます。それでは、全会一致の場合は、専門部会の決議をもって本審の決議とすることといたします。

最後の議題は「その他」となっておりますが、何か委員の皆様方からございませんか。よろしいでしょうか。

(質疑なし)

○ 石塚会長

それでは、なければ、今後の予定等につきまして事務局の方から説明をお願いしたいと思います。よろしくお願ひ致します。

○ 壺屋室長補佐

産業別最低賃金の改正決定等に係る今後の日程について、ご説明いたします。

本日、改正決定の諮問をさせていただきました産業別最低賃金につきましては、各専門部会委員の推薦公示をさっそく行いますので、委員の推薦は9月10日（木）までをお願いしたいと考えております。また、諮問に対する関係労使の意見の聴取に係る公示につきましては、締め切りを9月18日（金）までと考えております。年内発効のためには、最終の結審日が11月1日（日）ですが、この日は閉庁日ですので、実質的な最終結審日は10月30日（金）となります。早期に発効できるよう、各専門部会は9月下旬から開催していくということで、日程調整を行ってまいります。どうぞご協力方、よろしくお願ひ申し上げます。

産業別最低賃金につきましては、関係労使のイニシアティブにより設定されるという性格から、全会一致に至るよう努力することが望ましいとされておりますが、万が一、全会一致に至らず採決となった場合は、再度、本審を開催することになります。専門部会を進めていく中で、必要に応じて第5回本審の日程を調整させていただく場合もございます。その際には、どうぞご協力方、よろしくお願ひ申し上げます。

続きまして、今後の本審の予定につきまして説明させていただきます。第1回の本審におきまして、年間の運営予定を資料としてお示しして提案させていただきました。この中でおわかりのとおり、定例的な本審としましては本日が最後となります。その理由は次のとおりでございます。平成17年度までは12月と3月にもそれぞれ本審を開催しておりましたが、平成18年度からは、これらの本審を省略してきている経緯がございます。省略の理由としましては、12月に本審を開催する場合、各産業別専門部会が結審して、専門部会がその役目を終えている時期に当たりますので、各産業別専門部会の報告と専門部会の廃止が主な議題となってまいります。しかしながら、産業別専門部会の報告につきましては、結審後遅滞なく会長宛てに専門部会報告を送付させていただくという方法によって、代替措置を講じることが可能であること、また、各専門部会の廃止につきましては、その任務を終了したときは、任務を終了した時点で廃止できることになっており、各専門部会が結審し、異議申出がなかった場合には、異議申出締切日の翌日をもって廃止する旨を、あらかじめ本審で議決しておくことによって対応可能であることから、そのような手続をとることで、例年どおり、12月の本審は省略できるのではないかと考えているところでございます。

なお、異議申出があった場合には、地域別最賃と同様、局長が諮問し、本審でご審議いただくこととなりますので、その本審において産業別専門部会の廃止を議決していただければ足りるものと考えております。

また、3月に本審を開催する場合、次年度の審議会運営についての概要の説明や次年度の産業別最賃の改正等に係る関係労使からの意向表明の報告などが主な議題として考えられますが、これにつきましても先ほどと同様に、事務局で資料を取りまとめまして、各委員に文書にてお知らせするという方法によって、代替措置を講じることが可能であることから、3月の本審も省略できるので

はないかと考えているところでございます。

以上を踏まえまして、本年度におきましても、12月及び3月の本審を省略するということについて、ご審議をお願いいたします。

なお、省略するとした場合でも、今後、審議会で審議しなければならないような事項が出てくる可能性があり、その場合には、事務局から速やかに会長にお伝えして、会長にご判断いただいた上で、審議会を招集することもあり得ます。どうぞその点につきましてもお含みおきいただきますように、よろしくお願い申し上げます。

○ 石塚会長

ありがとうございます。今の事務局の提案を要約致しますと、1、産業別最低賃金の専門部会で全会一致に至らなかった場合には、本審を再度開催することになるが、その本審の日程は、各専門部会の審議状況を見て調整したいということ、それから、2番目は、平成17年度までは、12月と3月に定例的な本審を開催していたが、平成18年度以降はこれを省略しており、本年度も12月と3月の本審は省略してはいかがかということでございます。

そのために、まず決めておかなければならないことは、1点目、結審した各専門部会の廃止手続について、異議の申出がなかった場合、その異議申出締切日の翌日をもって廃止するというのを、あらかじめこの本審で議決しておく必要があるということ、2点目、本審を省略するための代替措置として、本審で行っていた各部会長の報告や産業別最賃の意向表明など、事務局からのいろいろな報告や説明などについては、12月の時期及び3月中にそれぞれ文書で行うことになるということです。

この取り扱いについて、何かご質問やご意見はございますでしょうか。

(質疑なし)

○ 石塚会長

どうもありがとうございます。それでは、1番目の第5回本審を開催することとなった場合の日程は各専門部会の審議状況を見て、事務局の方で調整してもらうこととなりますので、よろしくお願い致します。

また、結審した各専門部会については、異議の申し出がなかった場合には、その異議申出締切日の翌日をもって廃止することにいたします。

なお、すべての産別が全会一致で結審した場合は、第5回本審は開催しないこととなりますが、第5回本審を開催しないことについては、事務局から委員の皆様へ連絡してください。

それから、2番目です。本審で行っていた各部会長の報告や産別最賃についての意向表明など、事務局からのいろいろな報告等については、12月及び3月に文書で行うとする取扱いで、12月と3月の本審は省略しても特に問題はないと思われま。

以上のとおりですけれども、よろしいでしょうか。

(異議なし)

○ 石塚会長

よろしいですね。どうもありがとうございます。それでは、事務局提案どおりの措置を講じることを前提に、本年度も今後の本審は省略することに決定いたしました。

なお、これにかかわらず審議する議題が生じた場合は、事務局へお知らせください。必要に応じて、会長である私の判断で審議会を開催することがあることについては言うまでもありませんので、念のため申し上げておきます。

その他には、皆さんの方から、何かございませんか。よろしいでしょうか。

(質疑、意見なし)

○ 石塚会長

それでは、以上で本日の審議会は終了します。

最後に議事録署名人を指名します。労側は新内委員、使側は濱上委員にお願いします。

どうも長時間、ありがとうございました。

議事録署名

会 長 \_\_\_\_\_

労働者代表委員 \_\_\_\_\_

使用者代表委員 \_\_\_\_\_